

東日本大震災からの復旧・復興に向けて(要望)

本年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、我が国に未曾有の災害をもたらし、東北地方だけでなく国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼしている。加えて、福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束に至らず、被災地の住民のみならず国民全てに大きな不安を与えている。

被災自治体は、住民が元の暮らしを一日も早く取り戻せるよう、日夜懸命の努力をしているところであるが、地方の力を超える問題も多く、一刻も早い地域の再生を成し遂げるため、国は、支援体制をより強化し、総力を挙げて、復旧・復興に取り組むべきである。

よって、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 復興基本方針の早期策定及び法的措置

被災地は津波等により壊滅的な被害を受け、復旧・復興事業の早期推進が必要であるが、被害状況や地理的条件が大きく異なっていることから、地域の実情を踏まえた復興計画の策定が不可欠である。

国は、地域が主体的なまちづくりを推進する指針となる基本方針を早期に策定し、必要な法的措置を講じること。

2 復興特区の創設

復興を迅速に進めるためには大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の創設が急務である。国は被災地からの提案を真摯に受け止め、地方との協議の上、早急に制度設計を行うこと。

その際、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国の関与は最小限とし、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

3 復旧・復興のための財政措置

- (1) 被災町村の要望を踏まえ、農林漁業者等の事業再開など本格的な復興対策を盛り込んだ補正予算を速やかに成立させること。
- (2) 被災自治体が、地域のニーズに応じて自由かつ機動的に復興事業を実施できるよう、包括的な交付金制度を創設すること。
- (3) 被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に実施できるよう、「震災復興基金」を創設すること。
- (4) 地方交付税の算定において、被災自治体や避難者を受け入れているあるいは職員を派遣している自治体の復旧・復興事業に係る財政需要

については、通常の財政需要額とは別枠で確保すること。

- (5) 壊滅的な被害を受けた沿岸地域の鉄道・道路等のインフラ整備の早期全面復旧を図るため、特別な財政措置を行うこと。
- (6) 役場庁舎が流出・損壊した町村の行政機能を早急に回復させるため、国費により庁舎建設を推進すること。

4 災害廃棄物の迅速処理

がれきや被災自動車等の震災廃棄物の長期化な集積は、事故の危険性や悪臭等の問題が生じるため、震災廃棄物の早期撤去並びにそれに係る撤去費用は、全額国の負担とすること。

5 被災者支援施策の充実・強化

- (1) 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- (2) 住民票を避難先の市町村に移さなくとも、必要な行政サービスが受けられる仕組みを構築すること。
- (3) 津波被害地域の集団移転を促進するため、国による土地買上制度の創設や、防災集団移転促進事業の要件緩和を行うこと。
- (4) 今後の恒久的な住宅供給対策については、住宅ローン問題の解消を図るとともに、地元建設業者を活用した復興住宅の建設を進めるなど、被災地のニーズ・実情に即して柔軟に実施すること。
- (5) 地盤沈下や崩落、液状化により損壊した住宅の復旧に対する財政支援措置を創設すること。

6 地域産業の再構築

- (1) 壊滅的な被害を受けた地域産業の再構築するため、金融機関が保有する貸出債権の買い取り等を行い、二重債務の解消を図るとともに、地元優先の雇用対策を早急に講じること。
- (2) 水産業の復興・復旧について、漁業と流通・加工業を一体的に再建する国家プロジェクトを実施するとともに、水産業に欠かせない漁港・漁場などの水産基盤施設の早急な復旧・復興を進め、生活手段を失った漁業者等に対しては、緊急雇用制度の拡充や働く場が確保されるまでの間の所得補償の実施など、手厚い生活補償を行うこと。
- (3) 農業・農村の復旧・復興について、農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置を充実するとともに、被災農業者の経営再建に向けた支援や制度資金における負担軽減措置を実施し、被災町村における産地づくりへの総合的な支援を行うこと。
- (4) 海水が冠水した農地において、除塩が完了するまで次の事項を講じること。

- ①災害復旧工事等において被災農業者を優先的に雇用すること。
- ②被災農業者の既往借入金に係る金利の減免、償還期限の延長等を講じること。
- ③被災農業者が負担している土地改良区の賦課金に対する助成措置を講じ、損壊した用排水路等の復旧を早急に講じること。

7 原子力災害の早期解決

- (1) 一刻も早く放射性物質の放出を停止させ、原子力事故の早期収束を図ること。
- (2) 原子力政策は国策であり、原子力事故により生じた損害については、農林水産物、工業製品、観光産業等への風評被害も含め、全て賠償の対象とするとともに、迅速に賠償金又は仮払金の支払いが実施できるよう、被災者・被災自治体等の意見を十分に踏まえて、国の責任において、必要な法的措置を講じること。
- (3) 原子力事故により避難を余儀なくされ、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、衣食住、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を速やかに講じること。
- (4) 全児童・生徒に積算線量計を配布するとともに、学校等で行われる健康診断にスクリーニング検査や甲状腺検査を組み入れること。
また、より正確に内部被ばくを把握できるようにするため、ホールボディカウンターを早急に整備すること。
なお、市町村が実施する乳幼児検診においても同様の検査が実施できるようにすること。
- (5) 放射性物質に汚染された農地、校庭、公園、工場等については、除洗方法や安全基準を早急に開発し、全額国費で除洗を実施するとともに、放射性廃棄物については、早急に放射性廃棄物の処理基準や処理方法を確立し、国が責任をもって処理すること。
- (6) 住民及び町村への情報提供は、正確かつ積極的に情報開示を行うとともに、住民全員が理解できるように分かりやすい広報に努めること。

8 市町村合併に断固反対

効率的な復興という名の下でのいかなる市町村合併及び合併を推進するための道州制の導入は行わないこと。

平成23年7月21日

全国町村議会議長会